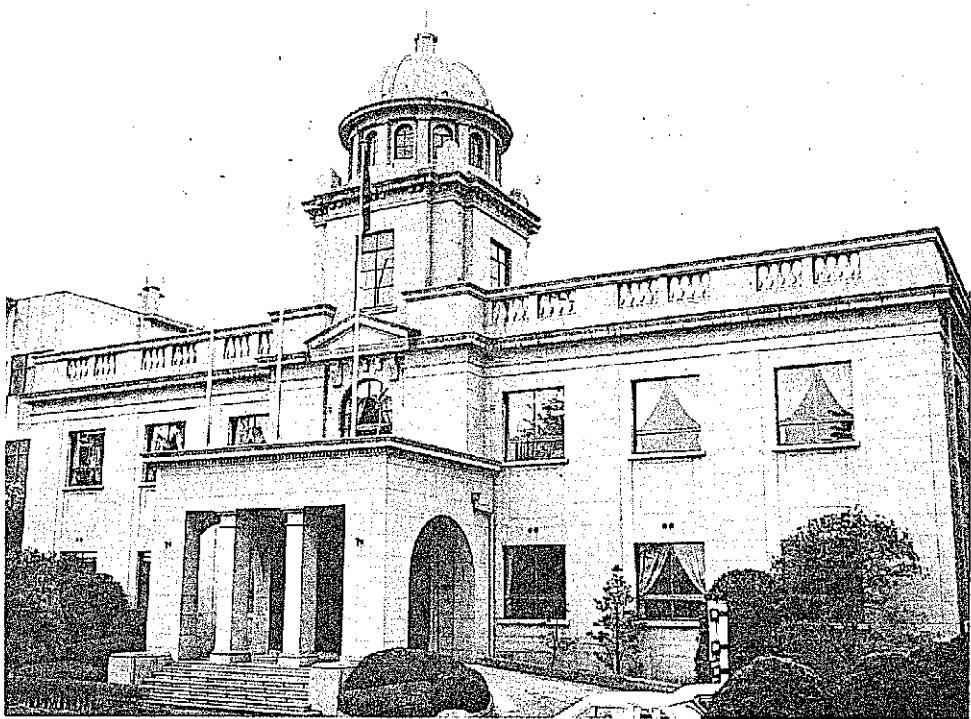


第三章 県議会



佐賀県議会議事堂（昭和12年10月建築）

第三章 県議会

一 概 説

昭和二十年八月の終戦を契機に、地方制度においては、従来の中央集権的官治行政から、地方自治の確立へと大きく転換し、議会制度の強化がはかられることになった。

戦時には、決戦下の高度の能率化を目的に、参事会の大幅な権限の縮小など、議会軽視の風潮が強かつたが、二十一年九月の地方制度の改正を契機として、地方自治体の自律性・自主性が強化された。これは、現在の地方自治法の先駆をなす大改正で、議会関係では首長の不信任制度の創設など権限が強化された。

そして、翌二十二年五月には、新憲法が施行され、この中に「地方公共団体は、その議事機関として議会を設置する」の明示があり、地方議会の存在は憲法の保障するものとなり、また、同日施行の地方自治法にも具体的の権限が規定され、名実ともに地方公共団体を構成する議事機関として、今日に至っている。

このように、本県議会も戦時中の翼賛議会から一八〇度転回して、第一步を踏みだした。そして、占領軍管理下の時代から、独立の達成、各種開発計画などの実施による県政の振興発展の過程をたどるが、これら行政の動き、住民の意思が色々の形で、議会の動きに投影されてい

る。
この章では、詳細は県議会史にゆずり、大きな動きを重点的に述べることとした。

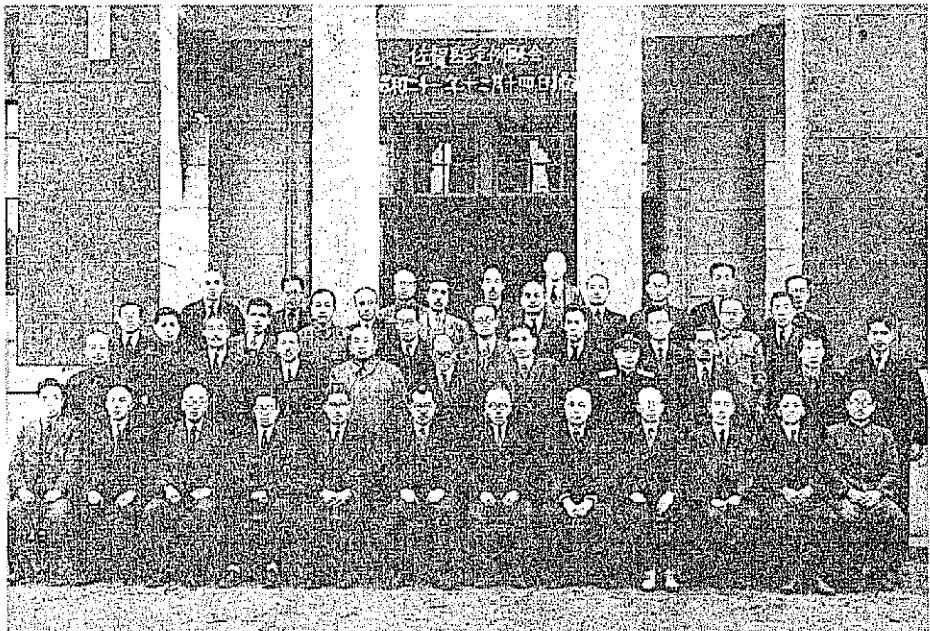
二 原議長の時代

終戦を迎えた時期の県会は、昭和十七年四月選挙（翼賛選挙）によって選出された議会で、議長は十九年二月臨時県会において選ばれた原藤三郎であった。

終戦直後の県会 二十年十一月二十六日、戦後最初の県会が開かれた。問題の焦点は、食糧の増産と確保とにあつた。国民の生活安定が、食糧の確保を出発点とすることは明らかであった。

生産県として、増産と供出という大きな問題に直面し、県行政の立場からは、国家的・大局的見地に立ってその問題を解決しようとするのに対して、県会側は活発な質疑のうちに、農業県の農民の生活に重点を置き、論陣を張った。

次いで、二十二年十一月臨時県会が招集されたが、ここではさきに述べた地方制度の改正に基づくところの、県会議員定数条例、選舉管理委員会委員の選出、県議会の定例会条例など、議会政治に関する重要な案件が審議された。



旧府県制下の最後の議会（前列中央は原議長）

一九二二年六月一日から、地方自治法という新しい法制下での県会が開

三 第一期田中議長の時代

かれ、自由党の田中虎登が新制度の初代議長として、また、明治十六年佐賀県再置から数えて第二十五代議長に選ばれた。

こうして、戦後の民主化の波のなかで、新しい県議会は発足した。しかも連合国軍占領下ではあり、県議会議事堂の一部は佐賀軍政部に接収され、県行政についても軍政部の厳しい監視と指導を受けるという情勢下であった。

人件費県会 終戦後、地方自治の基盤である税制の改正により、財政面では進展をみたが、戦後の目まぐるしい変動、インフレーションの高進の中で、学制改革など新制度の発足、諸機構の膨張などにより、人件費も増大した。県会においても、二十二年には人件費についての追加予算、更正予算が再三にわたって提案されたため、「人件費県会」の名称さえ生まれた。

二十四年には、行政整理が問題となり、三月定例県会において、委員三人による行政整理対策特別委員会を設置して、慎重に審議することになった。この行政整理については、その具体策である県職員定数条例案が六月定例県会に提案され、結局、教育委員会事務局職員に関する部分を修正して可決された。

公安条例 二十四年十一月定例県会において、大きな問題となつた二つの条例案がある。一つは集団行進及び集団示威運動に関する条例案（通称、公安条例）、他は県屋外広告物条例案であった。民主主義を制約するものとして、激論が闘わされたが、占領下という特殊事情もあって、二条例とも修正可決された。なお、二条例は独立後の二十九年四月一日、議員提案により廃止となつている。

四 第二期田中議長の時代

二十六年四月の県議会議員選挙後の初の県会は、五月に招集され、議長には自由党の田中虎登が再選された。

この時期には、シャウプ勧告に基づく地方税財政制度の改革が、県財政に暗雲をもたらし、二十六年七月定例県会においてもこれに関する論議が高まりをみせてきた。なお、この県財政の悪化は、二十九年度には破局に達し、県会のつど、大きな焦点となり、自主再建から法定再建にうつっていく過程で、

一大論争が議会内外において展開されることとなる。

勢力分野 二十八年の改編

一月定例県会は、一月三十日から二月三日にわたって四日間開催された。その最終日、「議長は公



県議長不信任問題について立会演説会
(昭和28年2月 佐賀新聞)

人として多数の憲思を無視した」として、議長不信任決議案が上程され、賛成多数をもって採択され、同県会は

終了した。これは、常任委員会および各種委員（議会選出）の総改選による勢力分野の改編にあった。

その後、約一ヶ月間は、自由党と、協和同志会・新政クラブ・社会党の三派が対立し、立会演説会まで発展した。結局は話し合いにより收拾され、三月定例県会において全役員の改選を行い、明朗化することが全議員によって提案され、確定をみるにいたった。

五 安永議長の時代

前述の議長問題のあとを受けて、二十八年四月臨時県会において議長選挙が行われ、協和同志会の安永澤太が議長に選出された。

予算縮減計画 提出の水増し歳入のまま、可決されたことに端を発する。同

時に、県行政機構簡素化並びに人員整理に関する決議案が可決され、その実施を急ぎ、本県財政窮乏を救おうとしたのである。

五月臨時県会では、これを受けて、三十一日、県部設置条例案をはじめとする機構改革に関する八議案が提出された。活発な質疑応答が展開され、五日間の会期延長となつた。

六月七日、午後五時四分、休憩に入る前に、横尾正二議員から「質疑を終了し、直ちに討論に入るよう」という緊急動議が出された。議場は騒然となり、議長は休憩を宣した。

午後十一時四十分、再開し、議長の開会宣言と同時に、議長席に馳せ寄るものもあり、新たに緊急動議を叫ぶものも出て、速記録もとれない

混乱状態となり、議長が退席を命ずるや、議場は一段と喧騒をきわめ、ついに議長は退席し、かわって副議長が議長席についたが、收拾できなくなり、時間は経過して午前零時となり、ついに流会した。

乱闘県会　かくて九月の定例県会を迎えたが、十七日の本会議で高橋義雄議員は次のような質問を行つた。

「今朝ほどの新聞によりますと、佐賀署では私服警官二個小隊四〇名を編成待機、紛糾事態に備えたほか、傍聴者の休憩後のなだれ込みを予想して、一個小隊を議事堂各入口に配置警戒した。この新聞記事の前段をなすものは、昨日の議長に対する傍聴者の折衝、並びにわれわれ社会党、新政クラブ両議員団の傍聴問題に関する議長との折衝を指すもの如くに受取れるのであります。従つて私は国警隊長にお尋ねいたしたいことは、このような配備をなされ、人員の動員をなさる。あるいはまだ議事堂の各入口に警戒配置につかれる、こういったことは何人の要請によつてなされたのであるかといふことが第一点、そのつぎには、こういつた事態を何人の要請にもよらずなされたとするならば、どのような判断に基づいてなされたのであるか」（以下略）

この問題については翌十八日午前にも同議員から質問がつづけられ、その際、一般質問に移つて、同議員の発言中、坂井靖弘議員から議事進行に関する緊急動議が出され、高橋議員の発言は中止を命ぜられ混乱したが、結局休憩動議が成立して休憩に入ることとなつた。

午後の再開におよんで、高橋議員は午前中、発言を中止された点を問責した。坂井靖弘議員は懲罰動議をほのめかし、高橋議員との間に侮辱問題がやりとりされた。

このように運営上の方法論的論争がつづき、緒方浩四郎議員から、議事進行に関する緊急動議が出され、一気に討論を省略、採決に入らんとして、議場は混乱したが、ついに上程議案は賛成者多数により原案通り



乱闘県会　昭和29年9月18日
(佐賀新聞提供)

六 第一期山下議長時代

三十年四月の県議会議員選挙により新議員が選出され、五月臨時県会



県財政再建に関する公聴会 昭和31年3月（佐賀新聞）

において公政会の山下徳夫が議長に新しく選ばれた。

財政再建三十一年一月定例県会に、「財政再建について」の議案が提出された。これは、これまでの自主再建から、地方財政再建促進特別措置法によって、県財政の再建をはかるという法定再建の道を選択するものであった。この実施による県民各層に与える影響を考慮し、広く一般県民の意見を聞き、審議の公正をはかるため、地方自治法の規定による公聴会が開催された。公聴会は三月二十四日、午前十一時から、全員協議会室において、県民各層からの公述人六人により、多数

の傍聴人参加の中に開会、同日午後四時二十分終了した。その結果、つぎの通りの賛否両論が述べられた。なお、反対は佐賀大学教授三島宗彦・県總評議長藤山正巳・鳥栖市農協長伊東光次、賛成は県農協中央会理事西久保進・県町村会副会長村岡英一・商工会議所専務吉富伸之であった。その概要是、次のとおりであった。

（反対意見）

一 現在の再建法では不充分であり、これでは佐賀県の財政再建にはならない

二 再建法は国の監督権を強化して、地方自治への逆行となる

三 従って必然的に地方自治の破壊を來す憂いがある

四 法の適用を受けた場合は、人員整理、増税の懸念がある

五 同じく教育の低下を來す

六 事業費の大巾削減によつて、県内産業が後退する

七 県の広報活動がにくく、県民は再建法について充分の認識がないので、広報活動を活発にし、県民の世論を問うて再建を論すべきであり、再建法の適用申請に反対である

（賛成意見）

一 再建法の適用によつて国庫補助率の引き上げ、公債の利子補給等の利点を活用すべきである

二 法の適用を受けないとすれば、財政収入に見合うためにはより以上の事業費の抑制、または経費の節減をはからねば收支のバランスがとれなくなる

三 財政に見合つた県の行政規模確立のためにも法の適用を受けるべきである

四 県の一時借り入れのための民間金融機関よりの借り入れによる、民間融資の圧迫を解消し得る

五 再建法の適用を受けなければ、県の財政はただちに破たんを来す憂いがある

以上の内容であった。

一方、総務常任委員会でも賛否両論があつた。

(反対意見)

一 赤字の原因については

1 地方税法の改悪

2 地方財政計画の欠陥

3 災害復旧に対する国の財源処置の不充分

従つて国の責任による赤字解消対策が樹立されるべきである

二 しかしに今次再建法の精神、ならびに内容は、赤字の責任をことごとく地方の責任とする前提に立っている

1 みずから財源処理を考慮していない

2 単なる赤字債の借りかえにすぎない

3 国の監督権を強化して、地方自治権をはぐ奪する

三 再建法を適用した場合

1 財政規模が極端に圧縮される

2 事業が大幅に削減される。従つて教育、文化、産業等の後退は必至である

3 人員整理が強化され、サービス行政が低下する

4 増税、負担金、寄付金等が増徴される。従つてなしくすし的方自治権のはぐ奪以外の何ものでもない

(賛成意見)

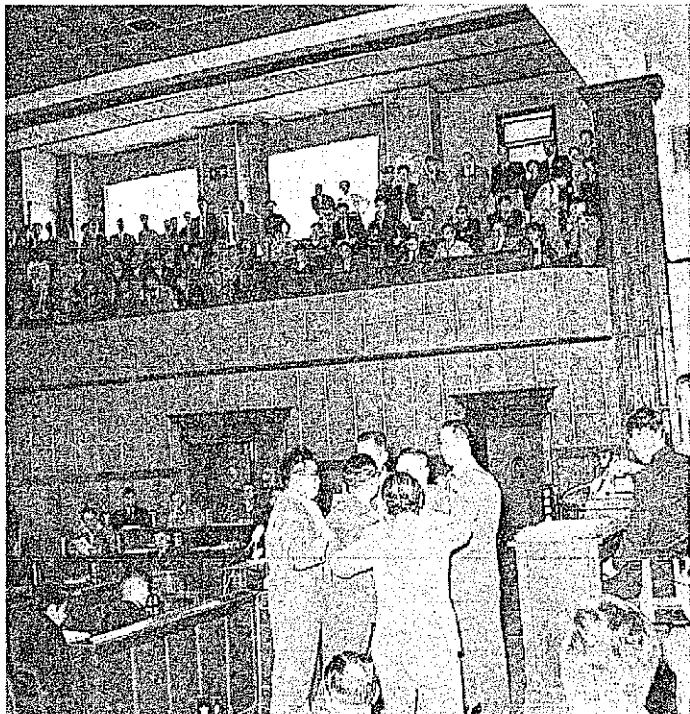
四 地方自治を確立する財政再建の方策

1 積極的に抜本的制度の改正をはかる

2 地方税法の改正

3 行政事務の再配分と責任の明確化

4 地方財政計画の適正化



財政再建問題を審議する県議会

点がある

三 法の適用を受けないと、より以上の事業の抑制、極端な経費の節減をはからねばならない

四 法の適用によって再建債の借り入れができる、民間金融の圧迫を解消することができる

五 法の適用を受けなければ、赤字の解消は増税に依存することとなる

六 法の適用を受けないがよいとの意見は、机上の空論であり、現実当面した赤字の解消には何らの効果もない

以上の通りの審議ののち、採決することに全員の一一致をみた。従つてただちに採決することになり、その結果、賛成六、反対二の多数をもつて原案通り可決することに決定した。

本会議では、この後さらに討論があり、賛否両論があつたが、多数をもつて総務常任委員会の決定と同じく可決された。これにより、佐賀県は財政再建団体の指定を受けることとなつた。

七 第二期山下議長の時代

政党の対立激化と議会運営

三十四年四月の県議会議員選挙の結果、自由民主党は〇人に、新党結成の農政連が七人進出し、無所属一人という勢力分野になった。このように県議会の運営面では新しい四派による勢力分野という条件と、社会党の増加によって、五月県会では、議会運営委員会、各種常任委員会における委員の数、その割り振りなどで問題がでたり、議

長・副議長選任なども難航した。議長については、自由民主党の山下徳夫が再任した。また一か月に三回も臨時県会を開会したこともあった。

六月の県人事承認でも難航し、七月二十九日になってやっと池田県政の肉付け予算が上程されるはこびとなつた。自民、社会両派の対立激化により、これに対処するための議会正常化のプロジェクトが提出され、また、十月末には議会運営委員会の議会運営状況視察も行われた。そして議運委を中心にして次第に具体的に煮つめられ

一 本会議においては、基本的な質問のみに止め、委員会制度を充実化すること

二 委員会は本会議において、特定の事件を付託したものに限り、閉会中も活動できる

三 決算については、特別委員会を設置し、これに付託、審査する

三十四年十一月十九日
三十四年十一月十九日

四 委員長の諮問に応ずるため、理事制を採用する

三十四年十二月三日
三十四年十二月三日

五 委員会での議案の説明は、担当部長が行うこと

六 付託された議案審議の順序に従い、委員会出席者を書記が連絡する

三十四年十二月三日

七 委員会での執行部の答弁は主管部長の責任において行うものとするが、知事、副知事、又は他の部の部課長の答弁を必要とする場合は、質問事項を添えて、委員長より議長へ申し出ること。この場合、委員は質問事項を添えて委員長に申し出ること

三十四年十二月三日

八 開会中の継続

審査の委員会

は正式に速記

をとること

三十四年十

二月十日

などを取りきめた。

すなわち国会と同様に委員会での審議を充実して、速記もとするなど、ほとんど本会議と同等の比重を置き、運営の円滑化をはかるうとしたのである。

この方式をとつているのは、現在、全国四六都府県中わずかに五都府県である。これにより、委員会での質疑応答は本会議におけると同じく、より権威あるものとなり、議会運

県議会の会派の変遷

○昭和22年4月 定43・現43	自草民社松 政浦	由ク主会民 ラ主	党ブ党 党	13 12 12 15	○昭和38年4月1日 定45・現45	自日佐賀県 農	由本県政 農	主会連 志	党党盟会 連属	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	27 9 7 2
○昭和25年3月 定43・現43	自革民社 自革民社	由ク主会 ラ	党ブ党 党	21 10 11 1	○昭和38年5月7日 定44・現44	自日佐賀無 農	由本県農 所	主会連 志	党党連 主会連	27 11 5 1							
○昭和26年5月 定44・現44	自協新社 自協新社	由同ク会 志ラ	党会ブ党 会	12 16 12 4	○昭和39年4月1日 定44・現42	自日明 農	由本政 所	主会連 志	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	30 9 1 1		
○昭和29年3月 定44・現43	県社新 県社新	同会ク 志ラ	会党ブ 志	33 7 3	○昭和40年5月17日 定44・現41	自日民無 農	由本主 所	主会連 志	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	32 8 1		
○昭和30年5月6日 定44・現44	公社新 公社新	政政 政政	政会ク ラ	36 6 2	○昭和41年1月31日 定44・現41	自日無 農	由本主 所	主会連 志	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	32 8 1		
○昭和30年10月31日 定44・現44	公社 公社	政 民	政 会	36 8	○昭和41年5月18日 定44・現41	自日民無 農	由本主 所	主会連 志	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	33 8 1 1		
○昭和31年1月12日 定44・現44	自社 自社	由 由	主 民	36 8	○昭和42年5月6日 定43・現43	自日民無 農	由本主 所	主会連 志	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	30 7 1 1 3		
○昭和31年7月25日 定44・現44	自自社 自自社	由由 由由	主主 民民	29 7 8	○昭和43年7月10日 定43・現42	自日民社無 農	由本主 所	主会連 志	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	30 7 1 4		
○昭和31年12月11日 定44・現44	自社 自社	由由 由由	主主 民民	36 8	○昭和43年10月15日 定43・現42	自日民無 農	由本主 所	主会連 志	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	31 7 1 3		
○昭和33年11月28日 定44・現43	自社無 自社無	由由 由由	主主 民会所	34 8 1	○昭和44年12月1日 定43・現42	自日民無 農	由本主 所	主会連 志	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	35 7 1 1		
○昭和34年2月24日 定44・現42	自社佐賀県農 自社佐賀県農	由由 由由	主主 民会民政	33 8 1	○昭和46年4月30日 定43・現43	自日無 農	由本主 所	主会連 志	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	32 4 1 1 2 2		
○昭和34年5月9日 定45・現45	自日佐賀県農 自日佐賀県農	由由 由由	主主 民会民政	27 10 7 1	○昭和50年5月9日 定42・現42	自日無 農	由本主 所	主会連 志	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	党党連 主会連	27 11 5 1		
○昭和35年7月13日 定45・現45	自日佐賀無 自日佐賀無	由由 由由	主主 民社民所	26 10 7 1													
○昭和37年2月28日 定45・現45	自日佐賀県政 自日佐賀県政	由由 由由	主主 民社民所	26 9 7 3													

當上相当の効果を収めた。

また、一面にはちょっとした言葉の表現から、言質を取られるおそれもあるなど、かえって深奥に触れにくくなつた一面もあつたと言わる。

財政再建計画変更 三十五年度は当初から、財政再建計画と県産業振興と大浦埠頭問題 興計画の進ちょく状況の功罪をめぐつて論議が盛んであつたが、十二月定例県会においても、再建計画と産業の基盤整備が問題となつた。

そして、二十七日の最終日は、午前零時十分、県財政再建計画変更、大浦埠頭問題議案などに反対の社会党議員が欠場のまま、上程議案を可決した。

火力発電所 三十六年度は産業振興計画樹立後の初年度にあたり、県の設置促進としては計画の実行に最大の努力が払われたが、議会としてもその一環である、火力発電所設置促進のため、三十六年三月定例県会において、つぎのような決議を全員一致で可決した。

火力発電所の設置促進に関する決議

近年のエネルギー消費構造の変化に伴う石炭販路の縮少は、特に本県の場合、出炭量の九十%以上を県外に移出してのこと、中小炭鉱が九十九%を占めていること等から、炭界不況を招来し易く、休山閉山に至るものもあって、本県経済、社会面に深刻な影響を与えていた。これが積極的な打開策としては、石炭需要の拡大を図るため、県内に火力発電所を建設することが急務である。本県は火力発電所適地として鹿児島、伊万里地区があり、電力需要面においては、県内電力自給率は四三・六%と低く、将来、県内需要も相当期待でき、且つ、電力負荷の中心地たる北九州、福岡、佐世保に至近で送電も容易であり、立地的に恵ま

れているので、県はこれが建設に最大の努力を払い、早急に火力発電所が設置されるよう要望する。右決議する。

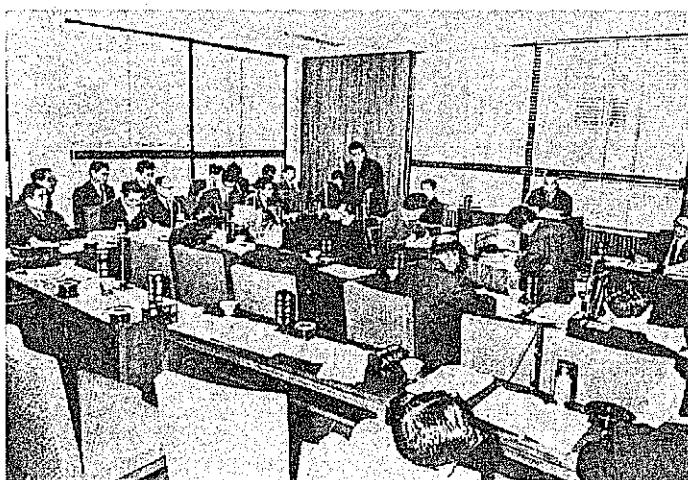
産炭地域振興対策特別委員会 三十六年十月定例県会において、県内産炭地の窮境報告によつて見てみると、次のとおりであった。

全国的に暗く、根深い問題を生じて來つある産炭地域の振興に関しては、昨年末、本県を初め全国産炭県議会協議会の推進運動もあって、基本的法令も漸次整備せられて参りました

が、まだ運用面は本格的に軌道に乗らないため、本委員会

は、県内の実情において隨時活動いたしてきましたのであります。その概略を中間的にご報告申し上げます。

まず十二月県議会閉会直



産炭地域振興対策特別委員会の審議

後、産炭地域振興事業団の設立と石炭専焼の火力発電所の県内設置について、県選出の国会議員諸氏の御協力を得て、県と併行して本省各方面に陳情いたし、その後、結果として前者については、既存の関係施策と有機的効果をも

つ内容において設立が決定し、後者については、佐賀火力発電所として、唐津地区に設置されることに内定し、また臨時措置法による地域、地区、指定関係におきましても、ほぼ所期の目的を達成したことあります。なお事業団法案については、政府は炭鉱従業員の雇用安定、職場転換円滑化のため、産炭地へ新産業を誘致教育成し、雇用増大と石炭需要の確保をはかり、事業団の資金を大幅に増額し、趣旨に副う、企業経営や、工業用水道の建設などもできるよう、その業務の範囲を拡げる措置をとることという共同提案の附帯決議をつけて制定されようとしております。本委員会としても、是非これが趣旨通り実施されることを願うものであります。

また伊万里新向山鉱の緊急問題、その他に關して、三回の委員会をもつて調査並びに審議をいたし、炭鉱離職者問題についても、また経営上、産炭不振に伴う融資枠の拡大等の問題についても、その善処方を県に要望する等、その積極的推進を促して参りました。

八 第一期小原議長の時代

三十八年四月県議会議員選挙があり、五月臨時県会において、議長選挙が行われ、自由民主党の小原嘉登次が議長に當選し、以降、長期にわたって県会議長当選を重ねることとなつた。

理事会制度の導入 五月臨時県会では、県議会委員会条例の一部を改正し、総務委員会の定数を一、厚生労働委員会の定数を一〇、土木委員会の定数を一二とそれぞれ改めた。そして各常任委員会の委員を選任した。

六月県会では、県議会委員会条例の一部を改正し、同条例の第十三條のつぎに

歴代の議長及び副議長

議長			副議長		
代	氏名	就任年月	代	氏名	就任年月
24	原 藤三郎	昭和 19. 2. 22	23	内 善健	昭和 19. 2. 22
25	田 中虎 登	22. 6. 2	24	達太	21. 5. 15
26	田 中虎 登	26. 5. 29	25	澤儀末	22. 6. 2
27	田 安 永	28. 4. 4	26	虎 富	22. 6. 4
28	山 下 徳	30. 5. 6	27	新安	26. 5. 29
29	山 下 徳	34. 5. 15	28	正弘	28. 4. 4
30	小 原 嘉登次	38. 5. 9	29	靖寿	30. 5. 6
31	小 原 嘉登次	42. 5. 6	30	英恒	34. 5. 15
32	小 原 嘉登次	46. 5. 4	31	辰一	35. 5. 30
33	小 原 嘉登次	50. 5. 7	32	百向	36. 5. 30
			33	馬 岩 原	38. 5. 9
			34	横勝 坂	40. 5. 17
			35	勝坂 富	42. 5. 6
			36	大森 富	44. 5. 12
			37	幸	46. 5. 4
			38		48. 4. 28
			39		50. 5. 7

(理事会)

第十三条の二 委員会に理事会を置く。

2 理事会は、前三条の規定にかかわらず委員長の招集により委員会の議事の運営方法について審議する。

3 理事会は、委員長、副委員長および理事若干名で組織し、理事は各会派から推せんされた者について、委員長が指名する。

を加えて常任委員会および特別委員会に理事会を設けることとした。

国立工業技術 三十八年末に国立工業技術試験所の九州設置が決定し、試験所の誘致した。そこで九州各県では熾烈な誘致運動が展開され、本県でも試験所を県内に誘致するため国立九州工業技術試験所誘致促進期成会が三十九年一月四日に発足した。

同月二十一日には県議会代表が上京して、政府・国会に対し県内誘致について陳情した。そして、三月二十五日には、つきのような決議案を全員一致で可決している。

国立九州工業技術試験所の県内誘致に関する決議

昭和三十九年度政府において新設計画中の九州工業技術試験所については、地理的条件その他の面からみても鳥栖市こそ最適の地と考えられ座敷面における後進性の脱却を目指している本県としては、鳥栖市と共同して試験所用地および住宅用地の取得並びに整地等諸般の協力について万全を期し、更に試験研究に必要なガス、水道の施設を整備して受け入れ体制に遺憾なきことを期し、県民一致で県内設置を熱望しているところである。

よつて早急に国立九州工業技術試験所を鳥栖市に設置されるよう県民の総意において要望する。

右決議する。

そして、四月十四日、国立九州工業技術試験所の鳥栖市設置が決定した。

小暴力防止条例と三十九年九月定例県会は小暴力防止条例と屋外広告物条例 告物条例の両条例審議において、自民、社会両党が対立し、警察権行使寸前のところで收拾された。

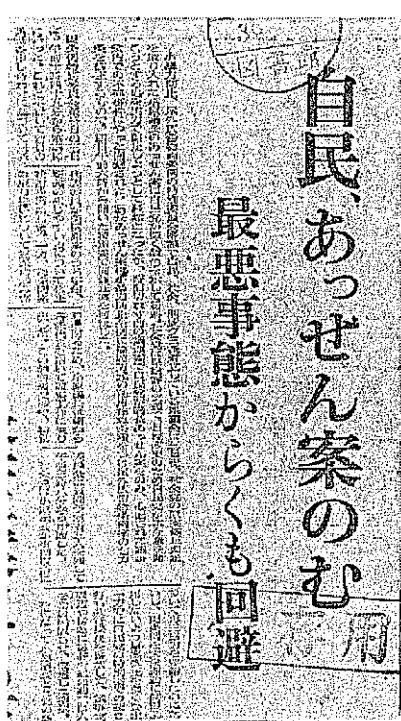
小暴力防止条例は、ぐれん隊行為や押し売り、ダフ屋行為など現行刑法の網にもれた迷惑行為を取締まり、屋外広告物条例は美錦風致や事故

防止などおかまいなしに乱立している屋外広告物を制限するなどを目的とすると説明された。社会党、総評側は、大衆運動を制限するものとして強く反対し、とくに小暴力防止条例は政暴法に通ずるものとして阻止しようとした。

両条例の特別委員会を設置するかしないかで、まず対立し、自民党も議歩して委員会における審議にはいった。あくまで廃案を主張する社会党は、予定議事日程を三回にわたって変更するほど、追及をつづけ、審議を重ねた。

九月二十九日設置された特別委員会における審議に先立ち、自民党は総務常任委員会において、両条例に関連する予算案を質疑打ち切りの後、採決した。一方、土木常任委員会は社会党の強い反対で流れし、この両常任委員会における両派の対立は、そのまま特別委員会にもちこまれた。

委員会最終日の十月三日、社会党は総評組合員約二〇〇人の動員を背景に、大衆運動の制限に乱用できないように原案修正を強く要求した。



小暴力防止条例等で紛糾する県会
(昭和39年10月 佐賀新聞)

議長は、県民世論と議会運営などを考へ、あくまで強行採決を避けようと、社会党代表と必死で修正交渉に努力した。

夜にはいって議事堂の廊下には労組員、学生など、約二〇〇人が出入口を押えて労働歌を合唱し、一方、議会運営委員会では、流金を心配して日程変更の本会議を開こうとする自民党と、原案修正をせまる社会党との激論がつづけられていた。

第二の乱闘県議会必至とみた議長は、自社両派を説得し、両党派内部においても意見は区々であったが、結局、自社両派選出の起草委員による原案をもとに、修正案が成立して、混乱は收拾された。

二十九年の「乱闘県会」にも似た緊迫した状態であったが、最終的には県民世論の非難をうけるような事態に至らなかつた議会人の良識は評価されてよいであろう。

ニクビタン事件 四十年には「ニクビタン事件」が取上げられた。この事件は健康保険法で認められていない保健剤ニクビタンをアリナミンとして保険診療報酬費を受けとつていた佐賀市の医療法人に對して、十二月一日、県は健保法・国保法の規定で、保険医療機関の指定取り消しという行政処分を実施、佐賀地検も同月二十日理事長を詐欺、証拠隠滅、教唆の疑いで起訴した事件である。

ニクビタンの不正投薬は前年度からうわさにのぼり、県医師会は四十一年三月、全県下の会員に使用中止を警告、販売元の北陸製薬会社にも販売ずみのニクビタンを全部引き取るよう確約させた。

この問題は県議会でも論議をよび、国会にまで発展し、事件の背後には健保制度の欠陥、医薬品の乱売、医師のモラルなど数多くの問題が存在していた。この事件を契機として県民の保険医療に対する関心が深まつた。

I-L-O条例問題 四十一年八月定例県会では、知事からI-L-O関係二条例案が提出された。職員団体の登録に関する条例案と職員団体のための職員の行為の制限特例に関する条例案である。前者は職員団体の登録に関する必要な事項を定めるため現行条例の全部を改正するものであり、後者は、職員が給与を受けながら職員団体のため、その業務を行ない、また活動することができる場合を定めるものである。

この两条例が、I-L-O条約、憲法などに違反するかしないかで、議会開会から、自民、社会両党が激しく対立していた。県総評を中心とする公務員共闘会議は、两条例が職員団体の組合活動を大幅に制限するものとして反対し、県当局、人事委員会などに交渉をつづけ、社会党も一般質問、特別委員会で、全力をあげて两条例阻止の論戦を行つた。

九月八日午後七時半、特別委員会において、社会党委員の質問の途中において、自民党側が質疑打ち切りの動議を出し、採決に踏みきつた。社会党は態度を硬化して議会運営は異常な様相を示してきた。こうして採決とはなつたものの、事態を收拾するため特別委員会を再開、委員長の不信任案を審議したが、少數で否決、ついで自主的に委員長は辞任した。このように紛糾の末、两条例案は九月十日本会議で賛成多数で可決された。

I-O-N-Sト問題 一方、「I-O-N-Sト」をめぐる県教委の行政処分問題が十二月県会で論議の焦点となり、自民、社会の両党はふたたび激突した。

このストでは、公務員給与引き上げ勧告の完全実施を実力行使に訴えた佐教組は、半日の休暇戦術をとり、県職組は勤務時間内での職場集会を開き、それぞれ行動をとつたが、組合側の一斉有給休暇戦術は認めな

いとして、日教組、佐教組の幹部二二人の逮捕が行われ、行政処分がなされた。

社会党は、有給休暇は合法的な権利行使と主張し、自民党は違法行為で処罰は当然と意見は対立した。

この両派の対立がこじれたのは、総務常任委員会の最終日に起つた民社党議員の緊急動議であった。社会党は、当局側の答弁に満足せず、委員外議員を総務委員会に送つて徹底的に追及しようとしたが、二十二日午前の総務常任委員会でいたん社会党の委員外議員の質問を否決した自民党が、これをくつがえし譲歩した。民社党は、このことを「一事不再議の原則」に反すると、二十二日夜の総務常任委員会で緊急動議を出したが、この動議提出をめぐって委員会は再三休憩するなど紛糾した。

九 第二期小原議長の時代

四十二年災臨時県会 四十二年七月九日、伊万里市を中心とする県西部は集中豪雨に見舞われ、大きな被害をだした。災害対策として同月末に臨時県会をひらき、災害関係補正予算案・予算外議案を全員一致をもつて可決するなど復旧を急いだ。

公害対策 四十五年七月定例県会において公害対策特別委員会が設置され、四十五年九月定例県会には、公害対策関連条例と公害防止関係補正予算約八、〇〇〇万円が計上されるなど県会においても公害についての論議が高まってきた。

一方、執行部においても七月の有明海の赤貝カドミウム事件以来、公害課の設置、専門職員の配置、検査機器の充実等、強化をみている。

十 第三期小原議長の時代

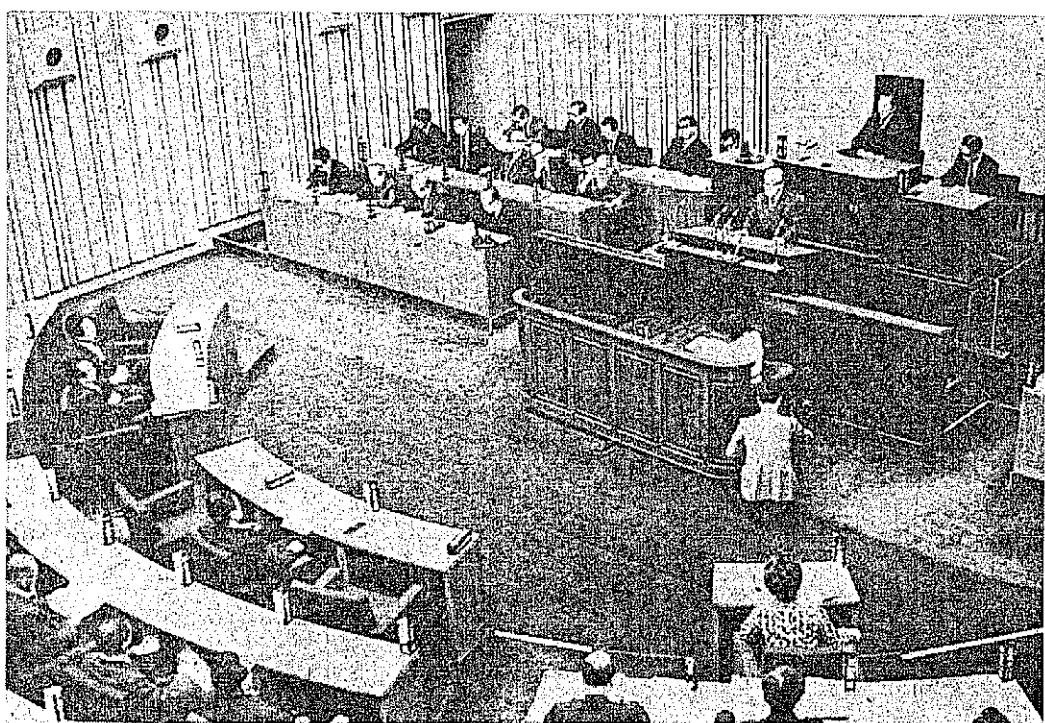
開発対策 四十年代後半になると、大規模な開発事業が目立つようになつてきたため、特別委員会を設置して、これに対処した。四十七年、大阪市の名村造船の伊万里市進出が具体化し、関係議案の集中審理のため、六月臨時県会（通称、名村県会）をひらき、伊万里湾特別委員会を設置した。翌七月には開発対策特別委員会が設置され、今日におよんでいる。

自衛隊チーム 四十八年四月臨時県会では、四月二十八日から三十日国体派遣問題 まで目達原自衛隊軟式野球チームの沖縄特別国体派遣に対する緊急質問の答弁をめぐって紛糾した。そしてこの間二回にわたつて一日間会期が延長されたが、三十日にはついに時間切れとなり流会した。流会は一九年ぶりのことである。

有明海汚染問題 四十八年六月定例県会では、五月下旬熊本県有明町において発生したいわゆる第三水俣病の患者発生に関連して、有明海の水銀汚染問題について活発な論議が行われた。

原子力発電所問題 四十九年五月臨時県会では、四十八年度一般会計補正予算の専決処分議案のほか、常任委員会委員等の選任を行う予定であつたが、玄海原子力発電所二号炉建設同意問題の緊急質問に対する答弁をめぐって紛糾し、議事が進行せず、時間切れのため流会となり、八件の議案が審議未了となつた。

そのため、六月十一日に臨時会を開き同議案を附議し可決された。



県議会本会議

十一 第四期小原議長の時代

多党化と議会運営、五十年四月十三日執行の県議会議員選挙の結果、県議会の陣容は、自由民主党、社会党、公明党、民主社会党、革新クラブ、清風クラブの六会派となり、いわゆる多党化の時代を迎えた。

五月七日の臨時県会で、議長選任が行われ、小原嘉登次前議長が四期連続して議長に選ばれたが、四期の議長は全国で唯一人であった。

同臨時会は当初、会期を三日間と決めたが、特別委員会の設置、委員の割り振り、委員会の正副委員長ポスト問題をめぐって議事が進まないため、会期を三日間延長した。

また、六月定例県会は開会当初から会期日程をめぐって紛糾し、議長不信任案の提出、三日間の会期延長、あるいは玄海原子力発電所事故原因に伴う緊急質問等波乱含みの定例会であった。

以上のように、県議会の活動のうち、特に重要なものの、県民の関心を呼んだものを中心に、県議会の動きを述べた。これは、ある時には意見が厳しい対立をみせたり、また全会一致により対策を求めるなどしているが、いずれも県民の意思を代表し、県政の議事機関としての機能をはたしている。

(資料)
主として、佐賀県議会史、同県議会議事録に基づく。